

令和 8 年 3 月 11 日

社会福祉法人 復生あせび会
理事長 中村 信也 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 6 月 11 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

（1）業務執行理事について

法第 45 条の 16 第 2 項の規定により選定された業務執行理事について、実際には法人の業務を執行していないことが認められた。理事会において、法人における業務執行理事の役割を明確にした上で、業務執行理事の業務を定めた定款施行細則に則った運用を行うか、実態に合わせて定款及び同細則の見直しを行うこと。

（2）定款について

令和 7 年 6 月の評議員選任に際し、評議員選任・解任委員会運営細則の委員数及び決議に係る規定のみ改正し、定款について必要な改正が行われずに、評議員選任・解任委員会を開催していることが認められた。法第 39 条に基づき、評議員は定款の定めるところにより選任するものであることから、実態に合わせて定款変更を行うこと。

（3）評議員会の招集について

評議員会の招集について、理事会の決議を経る前に招集通知を発出している事案が認められた。今後は、理事会決議を経た上で招集通知を発出すること。

(4) 評議員会の議事録について

評議員会の議事録について、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 2 条の 15 第 3 項に基づき記載すべき「議長の氏名」や「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」が記載されていないことが認められたため、今後は適切に記載すること。

(5) 欠席が継続している理事について

理事会を続けて欠席している理事が認められたことから、理事会の役割の重要性に鑑み、開催方法を工夫するなど欠席者が出ないように理事会を招集すること。また、今後も出席が見込まれない場合は、理事の改選も含め検討すること。

(6) 理事長及び業務執行理事の職務執行状況の報告について

法第 45 条の 16 第 3 項に基づき、理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を対面により理事会に報告しなければならないため、今後は理事会に必要な報告を行うこと。

(7) 理事及び監事の報酬について

定款第 22 条に規定する理事及び監事の報酬等の総額に関する評議員会の決議がなされていないことが認められたため、それぞれの報酬等の総額について決議を行うこと。